

令状請求及び事件送致（付）に係る検討票の運用について

（平成23年7月1日例規第55号）

この通達は、捜査を指揮する幹部が、逮捕状及び搜索差押許可状の請求並びに事件送致（付）にあたり、配意すべき事項をまとめた検討票を作成し、疎明資料又は事件送致記録について綿密に検討することにより、捜査上の不備を是正し、捜査の適正を期することを目的として定めたもので、主な規定項目の概要は、次のとおりである。

検討票の様式

- ・逮捕状請求検討票
 - ・搜索差押許可状請求検討票
 - ・送致（付）記録検討票
- 令状請求の検討要領
送致（付）記録の検討要領